

覚書

伊丹市(以下「甲」という。)とイオンリテール株式会社(以下「乙」という。)は、令和3年7月6日付けで甲とイオン株式会社間で締結した「伊丹市とイオン株式会社との包括連携協定」(以下「本協定」という。)の合意事項に則り、甲への寄附に関し、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、乙が発行する電子マネー「WAON」を利用した支払金額の一部を甲へ寄附することにより、甲が推進する「安全・安心なまちづくり」に寄与することを目的とする。

(寄附対象)

第2条 寄附の対象は、乙が発行する電子マネー「WAON」のうち、乙がカード発行する「ITAMI WAON」とする。

(寄附金額)

第3条 乙は、次条の計算方法により算出された金額を、甲に寄附金として納付する寄附金額とする。

(寄附金の計算及び納付)

第4条 前条の寄附金額は、本条第5項に定める対象期間中に全国のWAON加盟店で「ITAMI WAON」により支払われた金額の合計額に0.1%を乗じたものとする(1円未満切り捨て)。ただし、期間途中で本覚書が終了した場合は、本覚書の解除日若しくは第7条に定める解除申出日が含まれる対象期間の開始日から本覚書の終了日までの金額をもって計算するものとする。

2 乙は、前項の寄附金額を、本条第5項に定める寄附金額通知日までに甲に書面で通知するものとする。

3 甲は、前項により通知のあった寄附金額に基づき納付書を作成し、本条第5項に定める納付書到着予定日までに乙に到達させるものとする。

4 乙は、寄附金を、前項の納付書に基づき次項に定める納付期限日までに、甲の指定する金融機関において納付するものとする。ただし、納付期限日当日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。

5 納付スケジュールは次表のとおりとする。ただし、本条第1項ただし書きの規定が適用された場合の寄附金額通知日、納付書到着予定日、納付期限日については、本覚書の解除日若しくは解除申出日の後速やかに甲乙協議し決定するものとする。

対象期間	寄附金額通知日	納付書到着予定日	納付期限日
3月1日～翌年2月末日	翌年3月15日	翌年3月31日	翌年4月20日

ただし、初年度にあつては、令和3年12月25日から令和4年2月28日までとする。

(使途等の情報提供)

第5条 甲は、乙の求めに応じて寄附金の使途等について情報提供を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から1か年とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからもなんらの意思表示がない場合は、引き続き同一条件で1か年本覚書を更新するものとし、以降も同様とする。

2 本覚書の有効期間中といえども本協定が終了若しくは失効した場合には、本覚書も自動的に終了するものとする。ただし、甲乙いずれかの債務に未履行の部分があるときには、その履行が完了するまで本覚書はなお効力を存続するものとする。

(覚書の解除)

第7条 甲及び乙は、本覚書の有効期間中であっても、1か月前までに相手方へ解除の申し出をすることにより、本覚書を解除することができる。ただし、緊急の解除事由がある場合はこの限りではない。

(定めなき事項及び覚書内容の変更)

第8条 本覚書に定めのない事項若しくは解釈上疑義が生じた場合又は本覚書の内容を変更する場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本覚書の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ各々1通を保有するものとする。

令和3年12月24日

甲 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市

伊丹市長

藤原保幸



乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオンリテール株式会社

代表取締役

井出武美

